

令和9年6月1日より

『第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令』の改正により 犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準が変わります。

動物取扱業者が遵守すべき主なポイントを紹介します。



「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(基準省令)」の省令改正が令和8年10月15日に公布され、令和9年6月1日より施行されます。

改正では、犬猫以外の哺乳類について、ケージ等の規模(以下「ケージサイズ」と言う)、飼養環境、展示・輸送、ふれあい、繁殖、訓練等の基準が具体化されました。対象となる事業者は、施行日までに自施設の飼養管理状況を確認し、必要な見直しを行ってください。なお、ケージサイズに関する基準については、既存事業者への経過措置が設けられています(P8参照)。施行日以降に登録及び届出をする新規事業者においてはケージサイズに関する経過措置はありませんのでご注意ください。

なお、本改正は、野生動物等の飼養や販売、接触(ふれあい体験、餌やり体験等を含む)への利用を推奨するものではありません。

対象となる事業者: 犬猫以外の哺乳類を扱う第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者

- 第一種動物取扱業者
(販売業、保管業、貸出し業、訓練業、展示業、競りあっせん業、譲受飼養業)
- 第二種動物取扱業者
(譲渡し業、保管業、貸出し業、訓練業、展示業)

※基準によって、対象となる業種や義務・努力義務の別が異なります。

対象となる動物: 犬猫以外の哺乳類すべて

犬猫以外の哺乳類すべて

(うさぎ、ハムスター、モルモット、チンチラ、デグー、フェレット、フクロモモンガ、シマリス、ヨツユビハリネズミ、ウマ、ヒツジ、ヤギ、ウシ等)

5つのポイント

1. ケージサイズに関する基準が具体化されました
2. 動物の飼養環境の管理や疾病への対応に新たな基準が定められました
3. 展示、接触、譲り渡しの時間に新たな基準が定められました
4. 動物への接触方法に新たな基準が定められました
5. 展示方法、輸送方法、訓練等に新たな基準が定められました

1. ケージサイズに関する基準が具体化されました

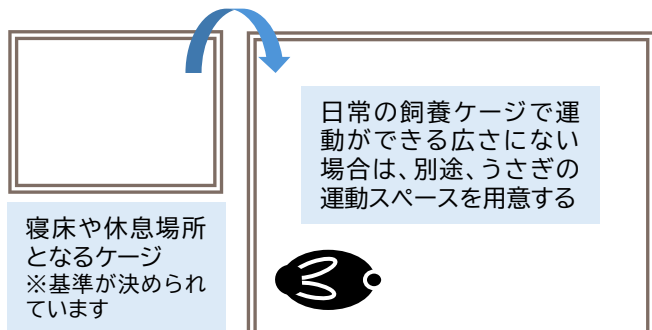
★動物が自然に動ける広さを確保しましょう

うさぎには寝床や休憩場所として用いる最低限のケージサイズが、ハムスター・モルモットには運動できる最低限のケージサイズが定められました。
※数値は最低限の基準です。可能な限り広い空間を確保してください。

※「★」印のついた基準は第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の全業種が対象です。

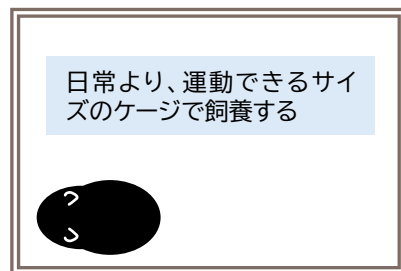
うさぎのケージサイズ

うさぎは規定サイズ以上のケージで飼養するだけでなく、適度な頻度及び時間を定め、運動できるより広いスペースへ置く必要があります。



ハムスター、モルモットのケージサイズ

ハムスター、モルモットは、運動できる最低限のケージサイズが規定されています。



★うさぎのケージサイズ

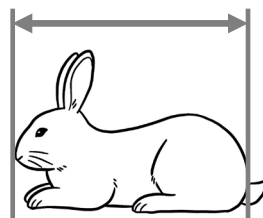
寝床や休憩場所となるケージサイズ

1頭で飼養する場合、以下の計算結果以上のケージサイズにしてください。※運動スペースは含まれません。

縦	横	高さ
頭胴長×2	頭胴長×1.5	頭胴長×1.7

測定方法

頭胴長：鼻先から尾の付け根までの長さ。すべての肢と腹が床についている状態で測ります。

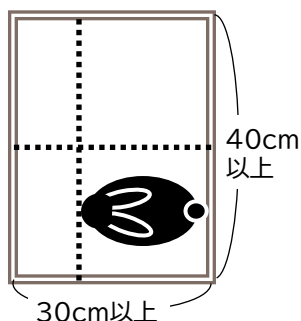


※姿勢によって測定値の補正が必要となる場合があります。詳しい測定方法は解説書をご確認ください。

基準となるケージサイズのイメージ図

頭胴長20cmのうさぎの場合

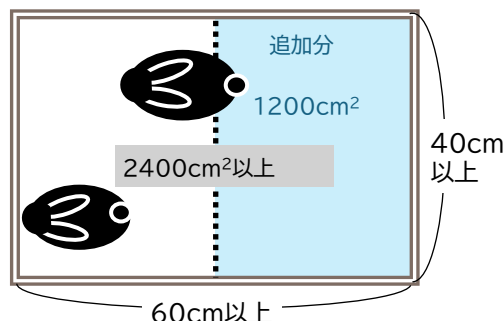
縦：20×2 cm
横：20×1.5 cm



複数飼養のケージサイズのイメージ図

頭胴長20cmのうさぎの場合(例)

床面積：1200 cm² × 2頭 = 2,400 cm²



1番大きな個体の頭胴長で計算します

単に面積を倍にすればよいではありません。基準となるケージが飼養頭数分入るケージサイズにしてください。

長期間飼養することが前提となる業態(例：ブリーダー、ペットショップ、展示・ふれあい施設等 ※ペットホテル等での数日間の一時的な保管は、原則としてここでいう「長期間」には該当しません。)の場合、走る、跳ねる、登る等十分な運動ができる広い空間(上記基準よりも広い空間)、又は運動スペースで、適切な頻度と時間の運動ができる計画を定めて、書面にて記録する必要があります。

その他の業種についても、動物の生態や年齢等に応じて運動の頻度と時間を定める必要があります。

★ハムスター、モルモットのケージサイズ

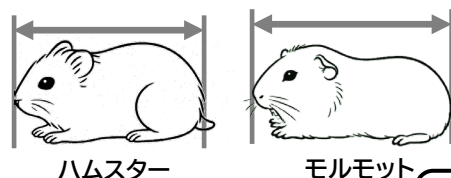
運動スペースを含むケージサイズ

1頭で飼養する場合、以下の計算結果以上のケージサイズにしてください。

	床面積	高さ
ハムスター	頭胴長×頭胴長×7.5	頭胴長×2
モルモット	頭胴長×頭胴長×6	頭胴長×1.5

測定方法

頭胴長：鼻先から尾の付け根までの長さ。
すべての肢と腹が床に付いている状態で測ります。



ハムスター

モルモット

1番大きな個体の頭胴長で計算します

基準となるケージサイズのイメージ図

床面積：8×8×7.5 床面積：10×10×6

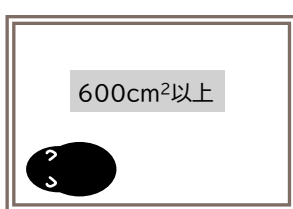
複数飼養のケージサイズのイメージ図

2頭目以降の追加面積：
8×8×2.5=160cm²

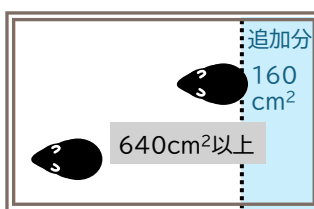
2頭目以降の追加面積：
10×10×2.25=225cm²



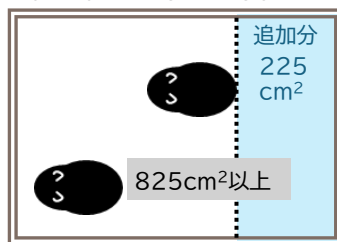
ハムスター
(頭胴長8cm)



モルモット
(頭胴長10cm)



ハムスター
(頭胴長8cm)



モルモット
(頭胴長10cm)

※最低限のサイズ以上の床面積であっても、立ち上がったたり横たわったりといった自然な動きができないケージで飼養してはいけません



基準を満たしていても、設備等で自然な動きができない場合は適切とはいえません。
設備等を設置した状態でも、動物が自然に動ける広さを確保してください。

★その他の哺乳類のケージサイズ

(※犬、猫、うさぎ、ハムスター、モルモット以外の哺乳類)

以下の動作が容易にできるスペースが必要です。

- 自然な姿勢で立ち上がる
- 横たわる
- 身づくろいする
- その他(解説書参照)

長期間飼養することが前提となる業態(例：ブリーダー、ペットショップ、展示・ふれあい施設等 ※ペットホテル等での数日間の一時的な保管は、原則としてここでいう「長期間」には該当しません。)の場合、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等、動物の種類・生理・生態・習性に応じた運動ができるスペース、又は運動スペースで適切な頻度と時間の運動ができる計画を定めて、書面にて記録する必要があります。

その他の業種についても、動物の生態や年齢等に応じて運動の頻度と時間を定める必要があります。

★ケージの安全な構造・素材

構造・設備のチェックリスト

- 突起物、穴、くぼみ、破損、錆、割れ、破れがない
- ケージの落下・転倒、動物の逸走の恐れがない
- 給餌・給水器具が備えられている
(※ごく短時間の管理等、特別な事情がある時を除く)
- 飼養期間が長い場合、休息設備、遊具、止まり木、砂場、水浴び場等が動物の特性に応じて備えられている(※第一種動物取扱業は義務、第二種動物取扱業は努力義務の対象です。)
- 受け皿や床敷き等によってふん尿が漏れない構造である

素材のチェックリスト

- 噛る、ぶら下がる、ぶつかる、掘る等により破損しない材質である
- 有害な化学物質等を含む塗装がされていない
- 排水が良く、表面が乾燥しやすい材質(海棲哺乳類等は除く)
- すのこ等、隙間のある床材を使う場合はトレーやマット等の休むことができる場所を作る

2. 動物の飼養環境の管理や疾病への対応

に新たな基準が定められました

★飼養環境の管理

- 飼養施設に温度計と湿度計をつけて適切な温度、湿度、明るさ、換気を確保してください。
- 自然の光や照明で光環境を管理してください。
- 1日1回以上清掃を行い、清潔に保ってください。
※広い草地での管理等の特別な事情がある場合を除きます。
- 動物がストレスを感じる騒音を防止してください。
- 適切な種類、量、回数の給餌・給水を行い、常に清潔な給水を確保してください。

暑さ、寒さに対する動物の状態例

以下の状態にならないよう動物をよく観察しましょう。
動物にとって適切な飼養環境になるよう、常に環境の見直しを行ってください。

暑さによる異常

- ・呼吸が速い
- ・よだれが多い
- ・食欲低下
- ・ぐったりしている 等

寒さによる異常

- ・震えている
- ・動きが鈍い
- ・体が冷たい 等

★不適切な飼養状況

次のいずれかの状態にしてはいけません。

- 被毛にふん尿等が固着している
- 体表が毛玉に覆われている
- 爪、歯、又はひづめが伸びすぎている
- その他、健康・安全が損なわれるおそれのある状態

これらは1項目でも該当すれば基準違反となります。



下痢や盲腸便が体に固着してしまうこともあります。

適切な環境と健康管理をしてください。

被毛にふん尿が固着している状態

★病気や怪我をした場合

- 動物が病気や怪我をした場合は速やかに必要な処置を行い、必要に応じて獣医師による処置をおこなってください。
- 健康状態が悪化した場合は獣医師の診療を受けさせてください。※前もって獣医師から指示を受けている等、特別な事情がある場合を除きます。

繁殖させる場合

- 哺乳類を繁殖させる場合：必要に応じて獣医師による診療を受けさせ、又は獣医師・愛玩動物看護師から助言を受けてください。動物の年齢、健康状態等に配慮し、適切な頻度と回数で繁殖を行ってください。繁殖に適さない哺乳類は繁殖に用いないこと。（※第一種動物取扱業（販売業、貸出業、展示業）、第二種動物取扱業（貸出業、展示業）が対象です。）
- 繁殖の実施状況について記録した繁殖実施状況記録台帳を作成し、5年間保管してください。（※第一種動物取扱業（販売業、貸出業、展示業）が対象です。）

飼養環境と健康管理のチェックリスト

- 温度計・湿度計を動物がいる位置に設置している
- 適切な温度、湿度、明るさを管理し、換気を確保している
- 1日1回以上の清掃で施設を清潔に保っている
- 騒音・臭気の防止をしている
- 適切な回数の給餌・給水をしている
- 健康チェックをする体制が整っている
- 不適切な飼養状況になっていない

不適切な飼養状況の例

以下の状態にならないよう管理を行ってください。

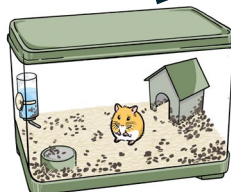


毛玉が放置されている状態

齧歯類は餌によっては歯が削られず、伸びすぎてしまうことがあります。



不正咬合の状態



ケージが汚れている状態

二日以上糞を放置しないでください。

きれいな給水器で清潔な水を与えましょう。



給水器が汚れている状態

3. 展示、接触、譲り渡しの時間

に新たな基準が定められました

展示時間

- 展示は午前8時から午後10時までの間、1日の展示時間は12時間以内に行ってください。
(※第一種動物取扱業(販売業、貸出業、展示業)が対象です。)
※動物ごとではなく、施設ごとに12時間です。
※獣医師の診療により動物の健康状態に支障をきたさないことを確認できる場合や、夏の暑い時期に動物の負担を減らす目的で日中等を避けて早朝に行う場合を除きます(早朝の乗馬等)。
- 動物が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保してください。これが困難な場合は、連続した展示が6時間を超えないよう、その途中に展示を行わない時間を設ける必要があります。
(※第一種動物取扱業(販売業、展示業)は義務、第二種動物取扱業(展示業)は努力義務の対象です。)



動物が休息できる設備

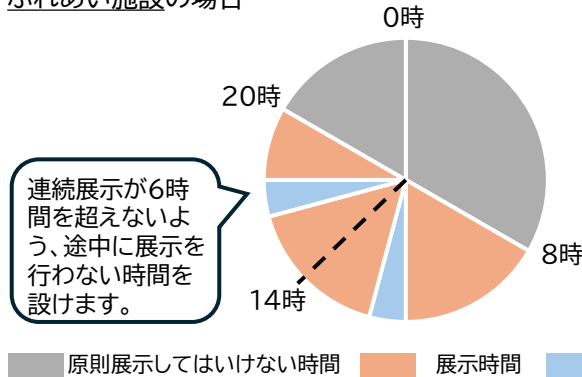
- 顧客の視線、照明、音響を避けることができる
- 安心して眠ったり遊んだりできる
- 全個体が同時に休むことができる
(例:穴、草むら、樹木等も含まれる)

夜間営業、接触・譲り渡しの時間 (※第一種動物取扱業(販売業、貸出業)が対象です。)

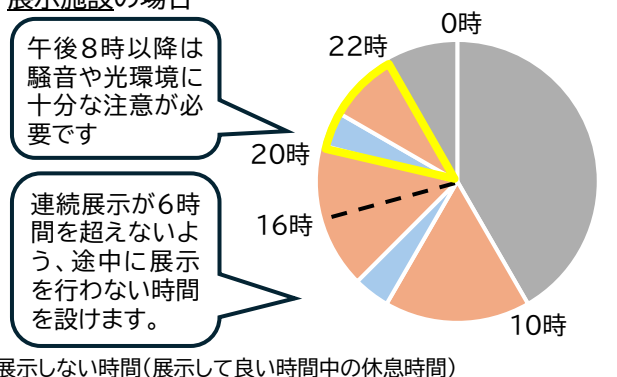
- 夜間(午後8時～翌日午前8時)に営業を行う場合は、施設内に人が立ち入ることによって哺乳類の休息の邪魔にならないようにしてください。
※騒音や光環境等について十分な注意を払い、午後8時から午後10時までの間に動物の展示を行う場合を除きます。
- 展示時間内であっても夜間の動物と顧客との接触(ふれあい体験、餌やり体験等を含む)や引き渡し(販売含む)を行わないでください。
※動物園等の輸送において、夜間の飼養施設間の遅延のない移動が、動物の健康や福祉の観点から適当だと考えられる場合を除きます。

展示時間の例

午前8時から午後8時の展示で、休息設備がないふれあい施設の場合



午前10時から午後10時の展示で、休息設備がない展示施設の場合



休息設備に自由に移動できない場合は、連続した展示が6時間を超えないよう、その途中に展示を行わない時間を設けてください。

午後8時から午後10時の間は騒音や光環境等について十分な注意が必要です。

4. 動物への接触方法に新たな基準が定められました

動物との接触方法

(※第一種動物取扱業(販売業、貸出業、展示業)、第二種動物取扱業(貸出業、展示業)が対象です。)

- 過度に幼齢な個体やふれあいにより過度なストレスがかかるおそれのある個体、人と動物の共通感染症に感染している個体を接触(ふれあい体験、餌やり体験等を含む)に使用しないでください。
- 顧客と動物の間で不適切な接触が起こらないよう、また、不適切な接触が起きてしまった場合に直に対処できる職員数及び顧客数で接触等を行ってください。
- 長時間接触をする場合は動物が隠れられる場所を設置してください。
- 接触の前に、接触方法について顧客に伝え、顧客が理解したことを確認してください。
- 動物への接触等の前後には顧客に手指の消毒をさせてください。

不適切な接触が起きた場合に対応できるような職員体制で接触体験等を行ってください。



ふれあいを行う場合は、動物が自らの意思で顧客との接触を避けられる場所を常時確保してください。
※極めて短時間の接触の場合を除きます。



接触の前に接触方法について顧客に伝え、理解したことを確認してください。



接触の前後に顧客に手指の消毒をさせてください。

接触で配置する人員

(※第一種動物取扱業(販売業、貸出業、展示業)、第二種動物取扱業(貸出業、展示業)が対象です。)

販売業者、貸出業者及び展示業者が、顧客等を動物に接触させる場合には、接触の形態や動物の種類に応じて、職員1人当たりの顧客数の上限や顧客の年齢制限等を定量的に定め、それに従った人数としてください。設定する人数等は書面にて記録する必要があります。

チェックリスト

- ☐ 動物による顧客への危害と顧客による動物への危害がないような職員の人数・体制である。
- ☐ 接触形態(餌やり・触れる・抱きかかえる等)や動物の種類に応じて職員一人当たりの顧客数や顧客の年齢制限を定めている。
- ☐ 顧客の位置、接触の形態に応じ、必要な知識・技能を持った職員を配置している。
- ☐ 不適切な事案等が発生した際に、すぐに対処ができる体制である。

社会化

(※第一種動物取扱業(全業種)は義務、第二種動物取扱業(全業種)は努力義務の対象です。)

- 社会化を必要とする幼齢の哺乳類は、適切な期間、親・兄弟姉妹等とともに飼養・保管してください。また、人との接触に用いるために社会化が必要な哺乳類については、人や他の個体との適切な接触等を行ってください。

5. 展示方法、輸送方法、訓練等

に新たな基準が定められました

★複数・単独飼養、捕食・被捕食動物の近接展示

- 異種や複数の動物を飼養する場合は、動物間の過度な闘争が起きないように、ケージの配置、同一のケージに入れる動物の組合せ、頭数を考慮してください。
- 被捕食動物と捕食動物が、接触できたり、見えるような位置に配置しないでください。

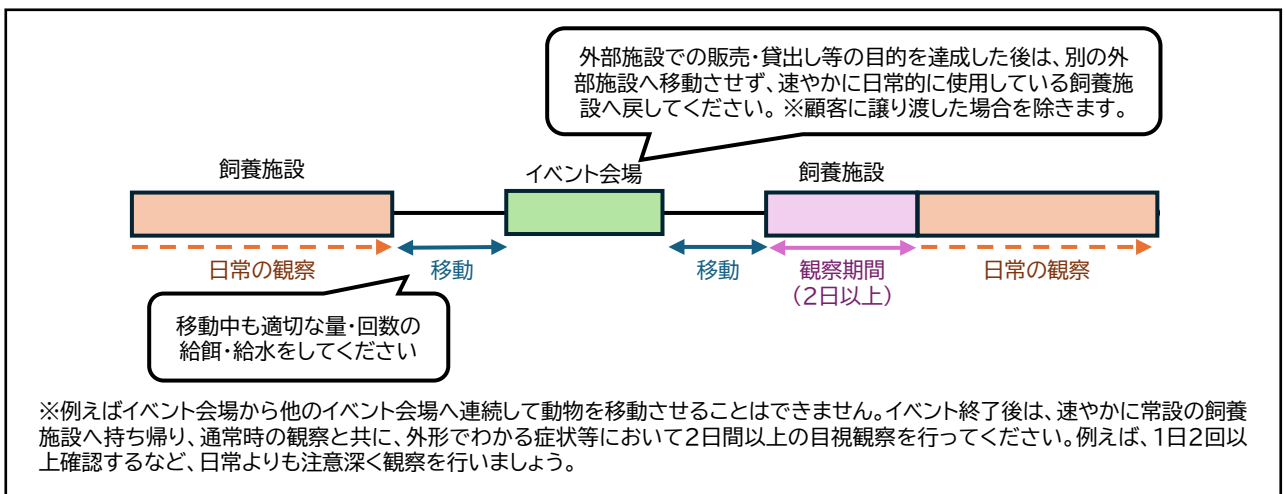
チェックリスト

- ☐ 複数の動物を飼養しているケージ内で外傷が生じるような闘争や捕食が発生していない。
- ☐ 極端に大きさの違う動物(大型陸棲カメと小型哺乳類等)が同一ケージ内に入れられていない。
- ☐ 被捕食動物と捕食動物が接触可能又は見えるような位置に配置されていない。
- ☐ 動物に外傷がなく、過剰な身づくろい行動や過剰な常同行動を起こす状態になっていない。

輸送

- ★ 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて、休息を与える回数や間隔を設定し、適切な量や回数の給餌・給水をしてください。輸送中の給餌内容や方法が通常時と異なる場合は事前に慣らしてください。(※事前に獣医師から指示された場合等、特別な事情がある場合を除きます。)
- 日常的に使用している飼養施設に輸送された哺乳類について、輸送後2日間以上、通常健康チェックに加えて、下痢、おう吐、麻痺等の外形上明らかな症状を注意深く観察してください。※イベント会場等の外部施設への輸送時は対象外ですが、その後、日常的に使用している飼養施設へ戻した場合は対象となります。(※第一種動物取扱業(販売業、貸出業)、第二種動物取扱業(譲渡し業、貸出業)が対象です。)
- 外部施設を点々とせず、目的を達成したら速やかに日頃から利用している飼養施設へ戻してください。(※第一種動物取扱業(販売業、貸出業)、第二種動物取扱業(譲渡し業、貸出業)が対象です。)

例: イベント会場へ輸送した場合



訓練方法

(※第一種動物取扱業(貸出業、展示業、訓練業)、第二種動物取扱業(貸出業、展示業、訓練業)が対象です。)

- 動物に芸をさせたり訓練をする場合、動物の生態や習性等に配慮し、訓練が過酷にならないようにしてください。
- 殴る、蹴る等の怪我につながることや、叩くふりや近くに物を投げつける等の心理的抑圧や恐怖を与えること、過度に餌を減らす等、動物の健康や安全が損なわれる行為を行ってははいけません。

あなたの業種に適用される項目を 自己点検してみましょう

※第一種・第二種及び業種により適用される基準が異なります。詳しくは各ページの「対象」及び解説書をご確認ください。

<飼養施設・設備>

- ケージサイズは基準を満たしている。
- ハムスター、モルモット以外の哺乳類は、運動の基準を満たしている。
- ケージ等、訓練場は突起物、穴、くぼみ、斜面、落下、破損、有害物質等によって、動物が傷害等を受けるおそれがない。
- ケージ等は、ふん尿が漏れないような受け皿や床敷き、給餌・給水のための器具、温度計と湿度計、動物の生態や飼養期間に応じた設備が備えられている。
- ケージ等の清掃が1日1回以上行われ、適切な量、回数の給餌・給水(清潔な給水)が行われている。
- 健康チェック、運動、必要な訓練等の適切な飼養保管を行う時間と体制が確保されている。

<飼養環境、疾病等>

- 適切な温度、湿度、明るさ、換気等が保たれ、騒音が防止されるように環境を管理している。
- 動物が寒さ、暑さにより健康に支障が生じるおそれがない。
- 病気や怪我があるにもかかわらず、必要な措置が受けられていない個体がない。
- 体重低下、不適切な状態の個体がない。

<複数頭飼養、ケージの配置>

- 同一ケージ内で複数の動物を飼養する場合に、動物間で過度な闘争等が発生していない。
- 被捕食動物と捕食動物が、接触可能又は見える位置に配置されていない。

<展示時間、訓練、接触、輸送、繁殖>(事業の内容に応じて適用)

- 展示時間の基準を満たしており、夜間展示中に哺乳類の休息が妨げられていない。
- 夜間に哺乳類を顧客と接触させたり、顧客に譲り渡し、又は引き渡していない。
- 訓練等をする場合、外傷を生じる行為、暴力を加える行為、心理的抑圧を与える行為、過度に餌を減らす行為等が行われていない。
- 人との接触に用いるために必要な場合、人や他の個体との接触を行っており、不適切な個体を接触に用いていない。
- 接触形態や動物種に応じて、職員1人当たりの顧客数の上限や顧客の年齢制限等を定量的に定めている。
- 接触に用いられている動物が自らの意思で移動し顧客との接触を避けられる設備又は場所が設けられている。
- 輸送に際して、適切な量及び回数により給餌及び給水されており、輸送中の給餌内容や方法が通常時と異なる場合は、事前に馴致している。
- 飼養施設に輸送された哺乳類について、輸送後2日間以上、動物の状態を目視観察している。
- 輸送後の動物に、外形上明らかな状態の変化が見られない。
- 犬猫以外の哺乳類を外部施設から外部施設に輸送していない。
- 繁殖の頻度と回数を適切なものとし、必要に応じて繁殖を制限するための措置が講じられている。
- 繁殖実施状況記録台帳を作成し、5年間保管している。
- 雌雄とも獣医師の診断結果又は獣医師等による助言に従って繁殖している。

基準違反が確認された場合

基準違反が確認された場合、法令に基づく指導、勧告、命令等の対象となる場合があります。第一種動物取扱業者については、違反内容等に応じて業務停止や登録の取消し等の対象となる場合があります。

省令附則(経過措置)の概要

- ケージ等の規模に関する基準…ケージの買替え等、設備更新に時間を要することが想定されるため、既存事業者に限り、令和10年6月1日から適用となります。新規事業者は令和9年6月1日から適用となります。
- その他の基準…令和9年6月1日から適用となります。

	ケージ等の規模に関する基準	その他の基準
既存事業者	令和10年6月1日～	令和9年6月1日～
新規事業者	令和9年6月1日～	令和9年6月1日～

※「既存事業者」とは、令和9年6月1日の施行前に登録・届出をしている動物取扱業者です。

改正された飼養管理基準についてはこちらをご参照ください

環境省ホームページ

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_r010619_39.html

「動物取扱業における犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準の細部解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」(解説書) ※改正内容の詳細についてはこちらの解説書をご確認ください。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0810.html



環境省ホームページ



解説書

MEMO欄